

報道発表資料

令和7年8月6日

独立行政法人国民生活センター

相談解決のためのテスト実施状況（2025年度第1四半期）

2025年度第1四半期（4月～6月）は、消費生活センター等からの依頼に基づいて、29件の商品テストを実施しました。

1. 実施件数の年度別推移

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025(※)
件数	154	182	130	114	112	29

(※) 6月末日までの累計

2. 商品分類別実施件数

商品分類	食料品	住居品	光熱水品	被服品	保健衛生品	教養娯楽品	車両・乗り物	土地・建物・設備	その他	計
件数	1	13	0	3	4	6	2	0	0	29

(※) 第1四半期の実施案件の分類

3. 商品テスト結果の概要一覧

*掲載されている商品テスト結果は、消費生活センター等が行う商品に関する消費生活相談処理を支援するため、依頼に基づいて実施したものです。詳細についてはお問い合わせいただいても回答致しかねます。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
1	蜂蜜	「純粋」と表示されている蜂蜜を購入したが、品質が疑わしい。表示に問題がないか調べてほしい。	苦情品及び苦情同型品に異性化糖が添加された可能性は低いと考えられた。販売者は一般社団法人全国はちみつ公正取引協議会が公開している会員名簿に掲載されていないが、「はちみつ類の表示に関する公正競争規約」及び同施行規則に照らすと、組成基準7項目を満たしていることから、「純粋」と表示する上での問題はみられなかった。
2	オープンレンジ	オープンレンジの電源が入らなくなった。電	苦情品は、庫内の水分が金属パネルの合わせ面の隙間を経由して底面の基板まで浸入し、基板の一部の腐食に至ったものと考えられた。このため、

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
		源が入らなくなった原因を調べてほしい。	電源は入るものの、センサーの温度値や動作状況を適切に読み取ることができず、エラーとなって動作しなかったものと考えられた。なお、庫内の水分は、庫内に液体をこぼしたことや調理時の蒸気が凝結して溜まったこと等により発生した可能性が考えられた。
3	電気炊飯器	電気炊飯器を使用していたところ、エラーコードが表示された。メーカーに問い合わせたところ、ふたの交換が必要と言われた。エラーコードが表示された原因を調べてほしい。	苦情品は、外ぶたの中にある圧力調整に使用されるソレノイドが故障して動作しなくなったため、センサーがふたの状態を正常に検知できずエラーを表示していた。ソレノイドが故障した要因については、単体故障のほか、圧力調整部のピンの先端カバーに裂けがみられたことから、炊飯の際にこの部分から高温の水蒸気が入り込んだことによる影響を受けた可能性が考えられた。
4	豆乳ブレンダー	豆乳ブレンダーを使用すると、動作が途中で停止する。交換後の商品も同様だった。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、動作開始後の加熱の段階で、ヒーターの過熱保護のためのサーモスタットが作動したことによって電源が遮断され、動作が停止していた。また、苦情品と苦情同型品は、消費電力やヒーター抵抗値に大きな差がなかったが、通電直後の内容器に入った水の温度上昇に差がみられ、熱の伝わり方に差があるものと考えられた。これによってヒーターの周辺の温度上昇にも差が生じ、加熱途中でサーモスタットが作動する一因となっていると考えられた。これは、内容器とヒーター部の接合の状態や、サーモスタットの固定状態、各部品の個体差等といった商品の製造、組立工程に原因がある可能性が考えられた。
5	フライパン	フライパンを使用中に取っ手に火がつき焼損した。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品及び苦情同型品は、フライパンの取っ手取付部の上下が開放され底がないため、コンロに対してフライパンの位置がずれたり、火力が強い場合など、フライパンの底面からはみ出した炎によって、取っ手先端のゴム部分が焼損する可能性が考えられた。なお、参考品の取っ手の取付部は底が覆われており、炎が接しにくい構造であった。
6	電子レンジ調理器	電子レンジ調理器を半年ほど使用したところ、調理器の温度が上	苦情品は、洗浄の際などに本体に設けられた穴から本体内部に浸入した水分が、電子レンジでの加熱の際、プレートの温度上昇の妨げになったもの

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
		がらなくなった。商品に問題がないか調べてほしい。	と考えられた。苦情品の取扱説明書には、丸洗いが可能な旨の記載が見られたが、本体内に浸水した場合には製品破損の原因となる旨の記載も見られた。丸洗いをした場合、本体内部に水が浸入する可能性が考えられ、浸入した水は自然乾燥では十分に除去されないことから、洗浄等に関する注意表示や本体の構造等に改善の余地があるものと考えられた。
7	セラミックファンヒーター	セラミックファンヒーターを数年ぶりに使用したところ、発煙し、変形した。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、発熱体への電力供給をオンオフするリレー内部の接点間に異常が生じ、接点が異常発熱したことで、リレーおよびその周辺の焼損や発煙、筐体（きょうたい）の変形に至ったものと考えられた。なお、当該リレー接点の温度が上昇した原因は、使用および経年による劣化、もしくは使用中に偶発的な故障が発生した可能性が考えられたが、焼損が著しく、明確な故障原因の特定には至らなかった。
8	加湿器	加湿器の内容容器底面のコーティングがはがれた。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品の内容容器底面には、加湿の際に生じた水道水の蒸発残留物が堆積していたと考えられ、コーティングの剥離もなかったことから、商品に問題は見られなかった。
9	椅子	組み立て式の椅子を使用していたところ、脚が1本外れた。脚が外れた原因を調べてほしい。	苦情品は、使用過程で着座による負荷や水平方向の動きが繰り返されることによって脚を固定するねじが緩み、最終的に脚が外れたものと考えられた。また、相談者が使用していたものと同型の樹脂製マット上で水平移動させると、マットとの摩擦によって脚が引っかかるように振動する様子がみられたことから、マットを使用することによってねじの緩みが促進された可能性が考えられた。なお、苦情品は、脚を固定する金具と脚の接続部との間に隙間がある状態で組付けられる構造であったが、別途購入した苦情同型品の脚の接続部には、金具との隙間を埋めるようにステーブルが取り付けられており、緩み防止対策が図られているものと考えられた。
10	カーテン	通信販売で購入したカーテンの遮光性が疑わ	苦情品のカーテンの遮光率を JIS L 1055 の試験方法により調べたところ、99.98%であり、販売サイ

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
		しい。商品に問題がないか調べてほしい。	トに記載された「1 級遮光（99.99%以上遮光）カーテン」の値を満たしておらず、一般社団法人日本インテリア協会が定めるカーテンの遮光等級においては2 級相当であったことから、景品表示法上問題となるおそれがあった。なお、苦情品の縫付けタグには、家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規程に定められた、繊維の組成、家庭洗濯等取扱方法、表示者名等の付記の内、繊維の組成に関する記載はみられなかったことから、同法上の問題となるおそれがあった。
11	カーテン	約6 年間使用したカーテンの裏面に白い粉が生じた。白い粉が何か調べてほしい。	白色の粉状の異物は、苦情品の裏の繊維が外部からの紫外線（太陽光）等により脆化し、破損して生じた可能性が高いと考えられた。
12	AC アダプター	AC アダプターを振ると異音がする。異音の原因を調べてほしい。	苦情品は栓刃と内部基板を接続する配線を覆う樹脂部分が割れ、その破片が内部で動いた際に筐体と接触して音が発生していたものと考えられた。なお、当該部位が割れた原因は、製造時に部品を取り付けるためのねじへ加えた締結力が強すぎたことが一因と考えられた。
13	使い捨て手袋	使い捨て手袋を使用しようとしたところ、内側がべたついていた。べたつきが何か調べてほしい。	苦情品に付着していた液体はシリコンを主成分とするものと考えられ、デカメチルシクロペンタシロキサン、ドデカメチルシクロヘキサシロキサンと推定される成分が検出された。また、黒色の異物はけい砂である可能性が考えられた。
14	使い捨て手袋	使い捨て手袋を使用しようとしたところ、血痕のようなものが付着していた。付着物が血痕かどうか調べてほしい。	苦情品の手袋に付着していた異物にルミノール発光試薬による化学発光はみられず、血液である可能性は低いと考えられた。
15	レギンス	着圧をうたったレギンスを着用したところ破れた。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品にみられた破れとされたものは、着用に伴う伸縮による編目の変形と、生地縫製部分からのポリウレタン糸の滑り抜けにより生じたものと考えられた。また、モニター試験では、程度の差はあったものの、苦情品と同様に正中線に沿った縫い目付近で、編目の変形やポリウレタン糸の滑

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
			り抜けといった現象が再現していたことから、これらは苦情品単体の現象ではなく、商品の製法に由来する問題と考えられ、伸縮する際に力が集中すると考えられる縫い目部分の改善が望まれた。
16	補正下着（ブラトップ）	フリーサイズの補正下着（ブラトップ）を購入したところ、着用できないほどサイズが小さいと感じた。表示に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、公式通信販売サイトに表示されたサイズは満たすものと考えられ、幅方向に伸ばすのに力を要したものの、相談者の申し出のサイズに補正したトルソーに着せることが可能であった。なお、苦情品の縫い付けラベルには繊維の組成及び家庭洗濯等取扱方法が表示されていたが、表示者名及び連絡先の付記がなく、繊維の名称を示す指定用語に商標以外の用語が付記されており、家庭用品品質表示法上問題がある可能性があった。
17	補正下着（レギンス）	フリーサイズの補正下着（レギンス）を購入したところ、着用できないほどサイズが小さいと感じた。表示に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、調べた範囲ではあるが、販売サイトあるいは縫い付けラベルにフリーサイズと表示がされた衣服圧効果をうたうレギンスの中でも、特に着用がしづらい商品とまでは言えないと考えられた。一方で、フリーサイズと表示がされた衣服圧効果をうたうレギンスは、商品によって寸法はまちまちであり、同じ幅まで引き伸ばす力も異なる可能性が示唆された。なお、苦情品の縫い付けラベルには繊維の組成が表示されていたが、繊維の名称を示す指定用語に商標以外の用語が付記されており、家庭用品品質表示法上問題がある可能性があった。
18	ヘアドライヤー	ヘアドライヤーを使用していたところ、内部の部品が破損した。破損した原因を調べてほしい。	苦情品から採取された破片は、筐体を組付けるためのツメが破損し脱落したもので、その破断面の様子から、組付ける際などに過大な負荷が加わり、受け側のツメに生じた亀裂が、使用過程における振動等によって伸展し破断に至ったものと考えられた。なお、苦情品のファンは吹出口から見て左側のブレードの内側が2カ所で一部欠損しており、新品の苦情同型品2個についても位置は異なるものの同様に欠損部がみられた。これらのことから、苦情品のファンのブレードは使用前から一部欠損していた可能性が考えられたが、その時期や原因の特定はできなかった。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
19	口腔洗浄器	口腔洗浄器の電源が入らなくなった。電源が入らなくなった原因を調べてほしい。	苦情品は、USB 差込口と USB ケーブルの間に水等の液体が介在した状態で充電、保管したことで緑青が発生し、端子同士の接触が不十分となって適切に充電されず、最終的にバッテリーの電力が枯渇して電源が入らなくなったものと考えられた。USB 端子の腐食や中央の LED が点灯しない原因としては、防水キャップの勘合不足等による端子への水の付着およびそこから内部へ水が浸入したことによる影響が考えられた。
20	電気蓄熱式湯たんぽ	電気蓄熱式湯たんぽのコードを本体から抜いたところ、本体が破裂して太もと手首をやけどした。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、内容液の温度を制御するサーモスタットが腐食や破損により動作しなくなったことで、内容液の温度が上昇し続け異常な高温状態となって蒸気が発生し、内圧が上昇して破裂に至った可能性が考えられた。
21	電動爪削り	電動爪削りを使用したところ、爪が削れなかった。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は外観に変形や打痕等の異常はみられず、苦情品、苦情同型品について、手の模型とつけ爪（ネイルチップ）を用いた爪削りテストを行ったところ、動作に異常はみられなかった。しかし、カッターが本体表面（金属枠）より奥まった位置に配置されているため、指の先端部からある程度爪が突出するまで伸びた状態でないと、カッターまで爪が届かないため、爪を削ることができない構造であった。
22	USB ハブ	USB ハブを自動車内で使用したところ、発煙し溶けた。発煙した原因について調べてほしい。	苦情品は、カーチャージャーに差した状態で、隙間に入った異物や、他の USB ポート、カーチャージャー内部で短絡等による発熱が起こり、その発熱の影響で苦情品コネクタ部の樹脂が溶融した可能性が高いと考えられた。
23	パソコンの AC アダプター	購入して数カ月でパソコンの AC アダプターのコードの被覆がはがれた。被覆がはがれた原因を調べてほしい。	苦情品のコードは、ブッシュとの境目から曲がり癖がついており、その部分で被覆が裂けていた。また、コード内部の電線にも曲がり癖がついていたものや、素線に断線がみられたことから、コードの当該部位に対する過度な屈曲などによる負荷によって被覆が裂けた可能性が考えられた。なお、参考として行ったドライヤーの電源電線の折

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
			曲げ試験などを準用した耐久性テストでは、被覆が裂ける様子はみられなかった。
24	外付け SSD	通信販売で購入した外付け SSD にデータが書き込まれない。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、SSD を使用しておらず、内部に USB フラッシュメモリ相当品を接続した外付けドライブであった。見かけ上 1TB の容量に対し正常に書き込める範囲は約 15GB であり、書き込めない部分についてはファイルが存在しているように表示しているものと考えられた。苦情品はメディアの種類が SSD ではなく USB メモリであったと考えられ、容量、転送速度などが商品名や外箱の表記に比べ著しく劣っていた。
25	ヘッドセット	ヘッドセットを使用していたところ、ヘッドバンドが破損した。同型品を購入したが、同様に破損した。破損した原因を調べてほしい。	苦情品は、着脱時に生じるひずみが大い部分で破損していたほか、破断面からはねじりの力が繰り返り加わっていた痕跡が見られたことから、使用過程で苦情品の強度以上の力が複数方向から加わったことで破損に至ったものと考えられた。しかし、ヘッドセットにおける強度の公的な規格・基準がなく、使用状況を参考とした開閉の繰り返しテストにおいても破損などの異常は確認できなかったことから、苦情品の破損が強度の不足によるものなのか、使用時に過大な負荷が加わったことによるものなのかについては判断できなかった。
26	腕時計	腕時計を使用していたところ、腐食が生じた。腐食の原因を調べてほしい。	苦情品が腐食した原因は、表面にアルマイトが施されたアルミニウム合金製の胴とステンレス鋼製の裏ぶたが直接接触し導通した状態で、汗などの腐食環境下にさらされたことで、異種金属接触腐食が生じたためと考えられた。また、苦情品の取扱説明書には、腐食や日常の手入れについての記載が見られなかったことから、本体の材質の組み合わせや取扱説明書の表示など、改善の余地があると考えられた。
27	ブランコ	取り付けたブランコを初めて使用したところ破損した。破損した原因を調べてほしい。	苦情品は棒状の部材に取付バンドを巻き付けて本体を取り付ける構造であり、取付バンド両端の縫製部のうち、一方が破損していた。苦情品及び苦情同型品を用いた取付バンドの強度テストでは、苦情品は苦情同型品と比較して低い荷重で破損

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
			し、いずれも破損の様態は事故時のものと同様であったことから、苦情品は個体差、又は劣化等により縫製の強度に差が生じていた可能性が考えられた。
28	電動アシスト自転車	電動アシスト自転車で坂道を下っていたところ、ブレーキが利かなくなり転倒した。商品に問題がないか調べてほしい。	現状では苦情品の前ブレーキ本体に異常があり、ブレーキレバーを握っても前ブレーキが作動しなかった。また、苦情品に未使用の前ブレーキ本体を取り付けてフレームとの接触状況を調べた結果、ハンドルを左に約 120° 切った際に袋ナットがフレームと接触し、そのまま切り続けるとやがてアームとフレームが接触した。これらのことより、苦情品はハンドルを左に切る方向に強い外力が加わったことによって前ブレーキ本体がフレームと強く接触し、変形等の異常が生じたために作動しなくなったものと考えられた。苦情品において袋ナットとフレームとの接触痕が残らなかった理由については、間に電気系のハーネスを挟み込んだこと等が考えられる。なお、苦情品の後ブレーキおよび苦情同型品の乾燥時の制動性能は JIS および自転車安全基準の基準値を満たしており、ブレーキに変形等の異常が生じていない限りでは商品に問題はないと考えられた。
29	車いす	車いすの手押しハンドルが破断した。破断した原因を調べてほしい。	苦情品は左側の背折れジョイントを構成する 2 つの部品のうち、1 つの部品が破断しており、破断面はもう 1 つの部品の端面に沿った形状であった。破断面周囲には部品同士が接触したことによる塗装のはがれや傷がみられたが、破断していない右側の背折れジョイントに塗装のはがれはみられたものの傷はみられなかった。破断面観察結果より、何らかの理由で発生したき裂が金属疲労により車体後方から前方先端付近まで進展し、事故時に破断に至ったものと考えられたが、破断前後に破断面同士が干渉したことにより破断面が大きく摩滅しており、き裂の発生原因の特定には至らなかった。なお、苦情同型品を用いた手押しハンドルの強度試験では、背折れジョイントの破損等の異常はみられなかった。

本件問い合わせ先

商品テスト部 042-758-3165